

令和4年度
「フェニックス事業に係る調査研究助成事業」実施要綱

令和4年5月23日
大阪湾広域臨海環境整備センター

1 目的

本助成事業は、大阪湾広域臨海環境整備センター（以下「センター」という。）の事業（以下「フェニックス事業」という。）の運営に関し、環境面から有益な知見が得られることが期待される調査研究に対して助成を行うことにより、フェニックス事業の進展に寄与することを目的とする。

2 助成対象者

助成対象者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 環境保全を目的として設立・認証された非営利団体又は研究機関であること
- (2) 過去5年の間に、センター又は国・地方公共団体から調査研究を受託した、又は調査研究について助成を受けた実績があること
- (3) センターの事業区域に調査研究の拠点があること

3 調査研究の対象課題

次に掲げる課題のほか、フェニックス事業の運営に関し有益な知見が得られることが期待され、フェニックス事業の進展に寄与するものとする。

- (1) 廃棄物の減量化の進行とフェニックス事業の展望
- (2) 災害時におけるフェニックス事業の安定的運営
- (3) フェニックス事業における環境保全対策

4 助成件数及び助成額

原則として助成件数は1件とし、300万円を限度として助成する。

5 助成期間

助成期間は、令和4年5月23日（月）から令和5年2月24日（金）までとし、この期間に調査研究の成果が得られるものとする。

6 申請手続

調査研究の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に定める事項に十分留意の上、申請書（様式1）に必要書類を添付し、センターに提出するものとする。

(1) 募集期間

令和4年5月23日（月）から令和4年6月30日（木）（必着）まで

(2) 助成の対象となる費目

本助成事業に係る調査研究に要する経費であって、別紙に掲げる費目とする。

7 審査方法及び審査結果の通知

- (1) 助成対象者及び助成上限額については、センターが設置するフェニックス事業に係る調査研究助成事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、申請書の内容をもとに、本助成事業の目的との整合性等の観点から、厳正かつ公平、公正に審査し、決定するものとする。また、必要に応じて申請者に対してヒアリングを実施する。
- (2) 審査結果については、採択・不採択に関わらず、決定後、速やかにすべての申請者に通知する。

8 調査研究における情報の提供

- (1) 助成対象者は、当該調査研究において必要となるセンターに関する情報がある場合は、センターに対し、当該調査研究に必要となる範囲において、その提供を求めることができる。
- (2) センターは、助成対象者から情報の提供依頼があった場合は、必要に応じて口頭又は書面等により、情報の提供を行うものとする。

9 調査研究報告書の提出

助成対象者は、決定時に通知する期限までに、調査研究実績報告書（様式2）（以下「報告書」という。）に、センター以外からの助成を受けていないことの誓約書（様式3）のほか、必要書類を添付し、センターに提出しなければならない。

10 助成金の額の確定

センターは、前項の報告書を受領した場合には、これを審査し、その内容が適当であると認めた時は、助成金の額を確定し、速やかに助成対象者に通知する。なお、審査に関し、必要があると認める時は、審査委員会の開催を求めることができる。

11 助成金の交付

助成対象者は、前項の通知を受けた後、通知する期限までに調査研究助成金請求書（様式4）をセンターに提出し、助成金の交付を受けるものとする。

12 決定の取消し

センターは、助成対象者が助成金を他の用途に使用した時や調査研究の内容が申請内容と相違した時、また、調査研究の実施に当たって不正行為（データのねつ造、改ざん等）があった時は、助成の決定の全部または一部を取り消すものとする。

13 助成金の返還

センターが助成の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が支払われている時は、助成金の交付を受けた者は、センターが通知する期限までに当該助成金を返還しなければならない。

14 調査研究成果発表会

助成対象者は、その調査研究の成果について、センターが主催する調査研究成果発表会において発表しなければならない（令和5年2月実施予定）。

15 調査研究成果の公表等

- (1) 助成対象者は、調査研究の成果について、センターのホームページへの掲載等に応じなければならない。
- (2) センターは、当該助成事業に関して、必要に応じ助成対象者に対し、報告または説明を求めることができる。

16 委任

この要綱に定めるもののほか、本助成事業の運営に必要な事項は、センターが別に定める。

附則

本実施要綱は、令和4年5月23日から施行する。

1. 助成の対象となる費目

(1) 直接費

①謝金

調査研究に係る委員会等を開催する場合の研究委員や研究協力者に支払う謝金で、本助成事業の対象団体等の調査研究者には支払えないこと。また、相当期間を継続的に雇用する場合は、助成対象とならないので、調査研究実施団体との雇用関係が生じる場合は後述する賃金に計上すること。

②旅費

調査研究を実施するために必要となる調査、情報収集、会議への出席等に係る旅費に限る。

③消耗品費

事務用紙、文房具、燃料代、消耗機材、消耗部品、雑誌（定期購読の雑誌は除く）、コンピュータソフト等、税込 10 万円未満の物品や、税込 10 万円以上であっても 1 年の反復使用に耐えない物品を対象とする。なお、汎用ソフト（文書作成ソフト、表計算ソフト、プレゼンテーションソフト、映像・画像・音楽編集加工ソフト、図鑑等）は対象としない。

④印刷製本費

文書、図面、報告書等の印刷、製本に要する経費で、華美な装丁のものは対象としない。

⑤通信運搬費

切手、はがき、運送代、通信・電話料等であって、本調査研究に使用したものであること。

⑥光熱水料

電気、水道、ガス料金であって、本調査研究に使用したものであること。

⑦借料及び損料

機械器具・実験施設のリース料、会場借料等で、助成対象団体等の所有する施設・設備の損料等は助成対象とはならない。

⑧会議費

調査研究会議等の茶菓子弁当代で、1 人 1 日当たり千円を限度とする。なお、会議に使用する資料の印刷費や会場借料等については、それぞれ印刷製本費、借料及び損料に計上すること。

⑨賃金

資料整理作業員等の日々雇用する単純労務に服する者に対する賃金、又は、当該調査研究の遂行に必要な人員を調査研究機関が雇用する者の賃金を対象とする。

⑩雑役務費

コピー料、タイプ料、翻訳料、文書浄書料、振込手数料、収入印紙代、データ収集料等を対象とする。

(2) 委託費

研究に直接必要となる経費で、調査研究者が実施することが不可能な調査等について他の調査研究機関等に委託して実施するための経費。原則として、委託費の合計額が全体経費の3分の1を超えないこと。ただし、特段の理由によりセンターの承認を得た場合はこの限りではない。

2. 助成対象外の費目等

(1) 直接経費のうち交付対象とならない経費の例

- ◇ 退職金、ボーナスその他の各種手当、調査研究団体等が雇用する職員の給与等の人件費
- ◇ 机、椅子、複写機等調査研究団体等で備えるべき設備を購入するための経費
- ◇ 申請した調査研究課題と関係のない学会出席のための旅費・参加費
- ◇ 調査研究中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ◇ その他、調査研究の実施に関係のない経費

(2) その他の留意事項

- ◇ 本調査研究の実施にあたって、センター以外からの助成を一切受けていないことを助成の条件とする。
- ◇ 本調査研究の実施にあたって、不正行為（データのねつ造、改ざん等）があった時は、助成金交付の中止等、必要な措置を講ずる。